

## 【第30準備書面（その1）の要旨】

### 序章 はじめに

#### 第1 原告第30準備書面の目的と裁判例について

##### 1 目的

①原告第24準備書面による主張につき、適宜補充しつつ、この主張に対する被告国の被告国第26準備書面及び被告国第27準備書面による反論（以下「追加反論」という。）が失当であることを明らかにする。

②第24準備書面提出後に言い渡された裁判例として、最高裁第二小法廷令和4（2022）年6月17日判決（4件の高裁判決に対する統一判決であり、本準備書面においては原審仙台高等裁判所（甲ロ92）についての判決を対象とし、以下「最高裁統一判決」という。）と東京地裁令和4（2022）年7月13日株主代表訴訟判決（以下「東京地裁株代判決」という。）につき、原告第24準備書面における原告の主張との関係を明らかにする。

2 裁判例について・・東京地裁株代判決が被告東電の当時の経営陣の民事責任を問うものであることと被告国の責任との関係

（1）被告国の規制機関としての責任と被告東電の事業者としての責任との関係

（2）回避義務・回避可能性について

ア 回避義務について

イ 回避可能性

#### 第2 原告第30準備書面の概要

第1章 原告第24準備書面第1章（回避義務・回避可能性に関する基本的事項について）について

第1 「高度の回避義務」について

1 原告第24準備書面第1章の「第1 「高度の回避義務」について」における原告の主張

2 被告国の追加反論

特段の追加反論はない。回避措置義務は、回避可能性の有無の判断の前提となる最重要な論点であるが、追加反論ができないことによるものと解される。

3 裁判例（その1）・・・最高裁統一判決について

(1) 多数意見について

ア 内容

イ 評価

(ア) 津波対策を防潮堤等に限定する事実誤認、民事訴訟法違反の誤りを侵していること

①多数意見は、上記①②において、「前記事実関係等によれば、・・・防潮堤等を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することを基本とするものであった。」「本件長期評価に基づく本件敷地への海水の浸入を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いといえることができる。」としている。

②しかし、原審が適法に認定した事実では、原子力発電所における津波対策の実状は防潮堤等に限られておらず、建屋や重要機器室の水密化等の対策がとられていて技術力もあったこと、福島第一原発における本件津波対策として、かかる水密化対策が講じられていれば本件事故は回避できたとしていることは、原告第24準備書面第6章第

1 (116～121頁) において詳述しているとおりである。

③上告審は、法律審としての性質から、職権調査事項を除いて、事実認定の権限をもたず、原判決が適法に確定した事実に拘束されることは、民事訴訟法321条1項に定められているとおりであり(伊藤眞『民事訴訟法』第4版補訂版・711頁参照)、多数意見は単なる事実誤認にとどまらず、違法である。

(イ) 長期評価には合理性があるとして予見義務を認めたことは評価できること

(ウ) 長期評価に合理性があることを認めた理由には何も論及しておらず、理由不備であること

(エ) 伊方最判を前提とした被告国に課されている規制上の義務については三浦裁判官の反対意見が適切に述べており、多数意見も同旨であると解すべきこと

## (2) 三浦裁判官の反対意見について

ア 三浦裁判官の反対意見の要旨は、次とおりで

イ 三浦裁判官の反対意見の評価

①三浦裁判官の反対意見は、地震、津波対策に関する法令の趣旨目的を、伊方最判を踏まえて述べた上で、本件技術基準の解釈等の在り方を述べているが、それは、原告の主張する「高度の注意義務」と同旨のものと評価することができる。

②また、かかる本件技術基準の解釈等の在り方を踏まえて、長期評価につき、多角的に吟味してその合理性を認め、予見義務があったものであって、適切であると評価できる。

③なお、三浦裁判官の反対意見が参照している伊方最判の重要な判示部分については、原告第12準備書面第2章第4の3及び4・49～54頁において詳述しているとおりで

#### 4 東京地裁株代判決

(1) 判決の内容

(2) 評価

①この判決は、被告国に課されている安全上の義務について、伊方最判を踏まえて、「過酷事故を万が一にも防止すべき社会的ないし公益的義務」があるとしており、原告の主張する「高度の注意義務」と同旨のものと評価することができる。

②そして、被告国に課されている安全上の義務を踏まえて長期評価の見解の信頼性について、被告ら及び東京電力の主張を詳細に検討した上で、その信頼性を否定すべき事由に当たらないと、適切に評価している。

#### 第2 被告国のドライサイトコンセプトによる反論が誤りであること（その1）・・・本件事故前の津波対策について

##### 1 原告の主張

「1 反論の概要（被告国第19準備書面）

##### 2 反論は失当

(1) 被告国が反論として主張するドライサイトコンセプトは、被告らに課されていた高度の回避義務に反すること

ア 反論のドライサイトコンセプトの意味について

イ 反論のドライサイトコンセプトは、何ら法律上の根拠を有しないものである上、被告らに課されていた高度の注意義務に反すること

(2) 反論が依拠する専門家の意見も、反論のドライサイトコンセプトの根拠とはならないこと

ア 阿部清治意見書（丙ハ65・44頁）・・・反論のドライサイ

トコンセプトの考え方を否定する見解であり誤用

イ 今村文彦意見書（丙ロ51・38頁）・・・東京高裁証言でドライサイトコンセプトを否定

ウ 岡本孝司意見書（丙ハ59・14頁）・・・投入できる資源や資金にも限界がある等を理由に高度の回避義務を否定し得ることを前提とした誤った意見

エ 山口彰意見書（丙ハ63・6頁）・・・リソースが有限であること等を理由に高度の回避義務を否定し得ることを前提とした誤った意見

(3) 被告国主張のドライサイトコンセプトは、本件事故前の溢水対策についての知見の状況に反すること

ア 渡辺敦雄氏の2019年3月14日付け「被告東電株主代表訴訟における結果回避可能性に関する意見書」（甲ロ80）

イ 佐藤暁氏の平成30年8月1日付け「関西弁護士からの質問に対する回答書」（甲ロ81）

(4) 被告国主張のドライサイトコンセプトは、本件事故前の津波対策の状況にも反すること（25～29頁）・・・津波対策としての建屋の水密化等

ア 被告東電内部における対応状況

① 溢水勉強会に提出された被告東電における津波対策の検討状況・・・浸入経路の防水化等

② 被告東電の御前会議における推進本部予測に係る津波地震対策の検討状況（高尾証言（丙ハ98の4）・資料58、酒井証言（丙ハ99の3）・資料20）・・・建屋の防水性の向上等

③ 福島地点津波ワーキング会議における推進本部予測に係る津

波地震対策の検討状況・・・建屋等の浸水防止対策等

イ 被告東電の中央防災会議での報告（渡辺敦雄意見書（甲口 80）・ 8～9 頁）

①電力会社における水害対策の調査結果・・・出入口、開口部の防水扉等

②被告東電の水害対策

・洪水対策・・・防水扉等

・津波当対策・・・防潮扉等

③お客様設備における水害対策の検討・実施のお願い・・・ビルの地下部に設置されることが多い電力設備の水害対策

ウ 被告東電外部の関係機関における対応状況

①中部電力の浜岡原子力発電所・・・重要な建物の出入口は防水扉で守られている

②四国電力の橘湾発電所・阿南発電所

・東南海・南海地震を想定した津波対策・・・水没する 1 階部分の対策としての防潮扉の設置・移設・基礎かさ上げ等

③四国東南海地震対策連絡調整会議

・構成：四国管内の被告国の出先機関（保安院の四国支部等）及び四国 4 県の防災担当部局等・・・電気事業連合会も資料提供で協力

・平成 19 年 3 月発行の一般啓発用パンフレット

・「電気設備の高所設置や開口部の浸水防止対策を万全にし、電気設備が水に浸からないようにすることが重要です。」等と啓発

（5）小括）」

2 補充主張（その 1）・・・事故前の水密化対策の実施状況について

て

(1) 被告東電の実施状況

平成3（1991）年の福島第一原発1号機における屋内海水漏えい事故を受けて、各号機の内部溢水対策として、一部の重要機器室の入口扉の水密化、原子炉建屋（R/B）1階電線管貫通部トレンチハッチの水密化等の措置をとった（被告東電『福島原子力事故調査報告書』（乙イ2の1）・38頁）。

(2) 日本原電の東海第二原子力発電所における推進本部予測の津波地震対策の実施状況

ア 平成21（2009）年9月までには、建屋内の防水扉対策、防潮シャッター対策及び防潮堰対策といった敷地への浸水を前提とした津波対策を完了していた（安保証言（丙ロ179）・資料45、46）。

イ 日本原電の担当者と東京電力の担当者とは、長期評価の見解や貞観津波への対応を巡って密に打ち合わせを行うなどして、日本原電が長期評価の見解に基づく津波を想定した水密扉の設置を検討していることが東京電力に対して明らかにされていた（安保証言（丙ロ179）・資料6、7、9、11、15、17、24、25、27、29、30、33、34）。

(3) 中部電力の浜岡原子力発電所における津波対策の実施状況

①遅くとも平成15年9月までには、原子炉建屋出入口に腰部防水構造の防護扉を設置（「月刊エネルギー」2003年9月号掲載の記事「中部電力取締役宮地克人氏に聞く 東海地震と浜岡原子力発電所 “安政東海地震”を最強地震として耐震設計」（甲ロ93）・21頁）

②平成20年2月13日、保安院に対し、津波対策として建屋や

ダクト等の開口部からの浸水への対応を進めていることや、海水ポンプ周りに防水壁設置案を検討することを報告（中部電力から保安院名倉審査官宛てメール・甲ロ94の1、及び同メール添付の資料「浜岡原子力発電所3，4号機 津波に対する総合的な対策について」・甲ロ94の2）

③東電土木調査グループも、同年12月には、阿部教授から次のとおり述べられて、当該情報を得るとともに、津波対策として参考にするように助言されていた（阿部検面調書（甲ロ64）・12頁）。

・「私は東京電力は、地震本部の長期評価を前提とした津波対策をした方よいと考えており、浜岡原子力発電所では、最近、壁の設置などの対策を始めたとの情報を得ていましたので、東京電力の担当者に対しても、浜岡原子力発電所の対策を参考にしてはどうかという助言もしました。」

### 3 補充主張（その2）・・・ドライサイトコンセプトを否定する安保秀範氏の証言

（1）証言の内容

（2）上記証言の評価・・・ドライサイトコンセプトの明確な否定

①この証言は、原子力発電所の津波対策におけるドライサイトコンセプトの実施状況を質問されたことに対する回答であり、反論のドライサイトコンセプトを明確に否定し、反論が誤りであることを明らかにしたものである。

②証言は、日本原電における津波対策の実施状況を踏まえたドライサイトコンセプトの否定であるが、安保氏が、被告東電、東電設計及び日本原電に勤務した経歴を有し各電力会社の津波対策の実務の実状に通暁しているところから、単に日本原電においてのみならず、我が国の電力会社において、反論のドライサイトコンセプトが実施され



ておらず、誤りであることを明らかにしたものと解され、かつ、その証言が真実であることは、原告が明らかにしている多数の電力会社における水密化の実施状況等からも明らかである。

③要するに、被告東電においてもドライサイトコンセプトではなかったということである。

4 被告国の追加反論について（その1） ・ ・ 原告第24準備書面第1章第2の2の「（2）反論が依拠する専門家の意見も、反論のドライサイトコンセプトの根拠とはならないこと」について

（1）原告が主張している事項

（2）追加反論がない事項

（3）追加反論の概要とそれが失当であることについて ・ ・ 原告が主張している上記②の今村氏の東京高裁における証言について

ア 追加反論の概要

イ 失当

（ア）上記反論は、「当時の検討には入ってませんでした。」の証言を正解しない反論であること

（イ）多重防護の観点から防潮堤とともに水密化の必要性も認める証言をしていることは、原告第24準備書面17頁にて引用の次のQAから明らかである。

（ウ）本件事故前から水密化の発想があったことを認める証言をしていることは、原告第24準備書面17頁にて引用の次のQAから明らかである。

（エ）推進本部予測を想定すべきこととなれば、水密化も当然あっていいと証言していること

（オ）小括

5 被告国の追加反論について（その2） ・ ・ 原告第24準備書面

第1章第2の2の「(3) 被告国主張のドライサイトコンセプトは、本件事故前の溢水対策についての知見の状況に反すること」について

(1) 渡辺敦雄氏の意見書について

ア 原告の主張事実

イ 追加反論がないこと

(2) 佐藤氏の意見書について

ア 原告の主張事項

イ 追加反論がないこと

6 被告国の追加反論について(その3)・・・原告第24準備書面

第1章第2の2の「(4) 被告国主張のドライサイトコンセプトは、本件事故前の津波対策の状況にも反すること」について

(1) 原告の主張事項

(2) 追加反論がない事項

(3) 追加反論(その1)・・・上記反論イウの渡辺意見書について

ア 追加反論の概要

イ 失当

(4) 追加反論(その2)・・・上記反論ア③の福島地点津波対策ワーキングにおいて検討されていた水密化について

ア 追加反論の概要

イ 失当・・・原告の主張を正解しない反論

7 被告国の追加反論(その1)～(その3)の小括・・・「ドライサイトコンセプト」は責任回避のための造語

(1) 反論のドライサイトコンセプトは本件事故前の電力業界における客観的な事実に反し成り立たない。

(2) ドライサイトコンセプトは被告らが責任回避ために意図的に作出したものである。

## 8 裁判例について（その1）・・・最高裁統一判決

### (1) 多数意見

ア 内容・・・ドライサイトコンセプトを容認

イ 評価

(ア) 事実誤認、民事訴訟法違反の誤った意見であること

(イ) 法規範違反の事実が存在することを理由に法規範を否定するという誤った意見であること

### (2) 菅野裁判官の補足意見

ア 内容

イ 評価

(ア) 補足意見①について

(イ) 補足意見②について

(ウ) 補足意見③について

(エ) 補足意見④について

(オ) 補足意見⑤について

(カ) 小括・・・菅野裁判官の補足意見が多数意見の誤りを浮き彫りにしていること

①多数意見は、菅野裁判官、草野裁判官、岡村裁判官の3名であるが、菅野裁判官は、裁判官出身であり、多数意見の問題点を補足しておく必要があるとして論及したものと解される。

②したがって、多数意見の有する重大な問題点を自ら提示したという意味では評価できる。

③しかし、その補足意見がことごとく法規範と現実の法理論上の関係を誤り、かつ、事実誤認を前提とするものであって、かえって、多数意見が多面的な観点からの吟味に堪えない誤りの意見であることを強調し、浮き彫りにする結果となっていることは、明らかである。

(3) 三浦裁判官の反対意見

ア 意見の内容・・・(3) ア～エ

イ 評価

(ア) 上記アについて

①防潮堤完成まで危険を放置することは、法令の趣旨、目的に反するのみならず、技術基準に適合しないとみることもできると適切に述べている。これは補足意見③・④の誤りを適切に指摘したものである。

② (略)

(イ) 上記イについて

①被告国は「極めてまれな災害も未然に防止するために適切な措置を講ずる法的義務を負っていた」とした上で、「本件技術基準に従って講ずべき措置については、本件長期評価を前提とする具体的な事情の下で、そのような災害を確実に防止するために必要かつ適切な措置として合理的に認められるものを対象とすべきであり、こうした措置を蓋然性の考慮から除外すべき理由はない。」と適切に指摘している。

② (略)

(ウ) 上記ウについて

①津波が予測困難な自然現象であり、取り返しのつかない深刻な被害を確実に防止するという法令の趣旨の観点からドライサイトコンセプトの誤りを指摘している。

② (略)

(エ) 上記エについて

①多数意見は法令の趣旨や解釈に何ら触れないままドライサイトコンセプトを容認していると、適切に指摘している。

②そして、多数意見及び補足意見が容認するドライサイトコンセプトは、伊方最判を踏まえた法令の趣旨や解釈に反することを適切に指摘している。

③（略）

9 裁判例について（その2）・・・東京地裁株代判決（甲ロ95の1～3）

（1）判決の要旨

（2）本判決の評価・・・ドライサイトコンセプトを否定

本判決が、原告の主張と同様に、ドライサイトコンセプトを、本件事故前に東京電力、日本原電、中部電力等において実際に津波対策として講じられていた建屋等の水密化等を挙げて、明確に否定していることは明らかであり、適切である。

10 裁判例の小括・・・最高裁統一判決の多数意見が誤りであることは明らかであること

（1）ドライサイトコンセプトの存否は事実認定の問題であること

（2）ドライサイトコンセプトは事実によって否定されていること

第3 被告国のドライサイトコンセプトによる反論が誤りであること（その2）・・・本件事故を踏まえた津波対策の考え方について

1 原告の主張

2 被告国の追加反論の概要とそれが失当であることについて

（1）追加反論の概要

ア 緊急安全対策について

イ 新規制基準について

ウ 重大事故等対処施設について

（2）上記追加反論が失当であること

- ア 緊急安全対策について
- イ 新規制基準について
- ウ 重大事故等対処施設について

#### 第4 被告国の深層防護についての反論が誤りであること

- 1 原告の主張
- 2 被告国の追加反論

特段の追加反論はない。

- 3 裁判例

最高裁統一判決における三浦裁判官の反対意見が、水密化等の措置について、多重防護の必要性を述べていることは、既述のとおりである。

#### 第5 被告国の I A E A 等の安全基準についての反論が誤りであること

- 1 原告の主張
- 2 被告国の追加反論

特段の反論はない。

#### 第6 立証責任の分配について

- 1 原告の主張
- 2 被告国の追加反論

(1) 反論の概要

(2) 上記反論が失当であること

- ア 上記反論①②について

(ア) 立証責任の分配は、当事者間の公平・衡平の原則に基づくこと

(イ) 被告国についての本件事故の回避可能性は、被告東電についての回避可能性と連動していること

(ウ) 回避可能性に関する資料が被告東電及び被告国に偏在していること

イ 上記反論③について

①被告国が「伊方原発訴訟最高裁判決が前提とした証拠（資料）の偏在は、本件においては存在しない」として挙げる理由によっても、上記アで述べた資料の偏在の本質的な解消には至らないことは言うまでもない。

②（略）

ウ 小括

3 裁判例

(1) 最高裁統一判決の多数意見

(2) 最高裁統一判決の三浦裁判官の反対意見及び東京地裁株代判決

第7 原発の安全確保上地元自治体が果たしている役割を適切に踏まえて被告らの回避義務及び回避可能性を理解する必要があること

1 原告の主張

2 補充主張（その1）・・・地元自治体が原発の安全確保上果たすべき役割とその形骸化、無力化

(1) 地元自治体が原発の安全確保上果たすべき役割

双葉町を含む地元自治体が、被告東電と締結した安全確保協定により、被告東電に対し、法令遵守義務や事前了解義務を課す等して、福島第一原発の安全確保上、被告国の規制を補完する重要な役割を担っていたことは、原告第13準備書面（その2）において詳述しているとおりである。

(2) 地元自治体の役割を形骸化、無力化する被告らの対応状況

一方、被告らが、地元自治体に対し、津波等に関する重要情報を隠蔽する等して、地元自治体の安全確保上の役割を形骸化、無力化していたことは、原告第13準備書面（その2）、原告第14準備書面第4章、原告第17準備書面第1章第3、原告第21準備書面第7章、原告第23準備書面第6章及び原告第24準備書面第1章第7等において述べているとおりである。

### 3 補充主張（その2）・・・被告国の回避義務・回避可能性に関する反論の要点と、地元自治体はその役割を果たせば回避可能性があったこと

#### （1）被告国の回避義務・回避可能性に関する反論の要点

①反論の結論・・・「事故は回避できなかった」

②結論の理由（その1）・・・当然に厳守すべき「高度の注意義務」を否定する反論（以下「理由①」という。）

③結論の理由（その2）・・・事故前には存在していなかった「ドライサイトコンセプト」の反論（以下「理由②」という。）

④結論の理由（その3）・・・平成20年津波試算の不確実性を直視しない局所的防潮堤等の反論（以下「理由③」という。）

⑤防潮堤等完成までの間、何らの防護措置を講ずる必要がないとする反論（以下「理由④」という。）

#### （2）地元自治体はその役割を果たせば回避可能性があったこと

被告国の上記の回避義務・回避可能性に関する反論が、地元自治体が安全確保上果たすべき役割を形骸化、無力化することによってしか成り立ち得ない反論であるということは、要するに、地元自治体はその役割を適切に果たすことにより、結論の理由①～理由④の反論が否定されて、高度の注意義務が遵守され、ドライサイトコンセプトによらない多重防護が実施され、平成20年津波試算の不確実性に適切に



対応した全面的防潮堤等が設置され、防潮堤等完成までの間には何らかの適切な防護措置が講じられること等によって、反論の結論が「事故は回避できた」に転じ、津波による原子力災害である本件事故は十分に回避できたということである。

4 補充主張（その3）・・・被告国の失当な反論を容認する最高裁判統一判決の多数意見は地元自治体としては受け入れられないこと

（1）原告が本件事故当時双葉町長だったという立場からの意見

ア はじめに

イ 「事故は回避できなかった」は地元自治体としては認諾できないこと

・「そもそも、被告らの原子力発電所の安全とは、事故は起こらないということを立地地域に言い続けてきたのだから、いかなる事故を起こしてはならないのである。被告らが長年言い続けてきた言葉に、何があっても発電所は運転を「止める」、核燃料を「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」」ので、放射能を外には出さないと原告（当時の双葉町長）や町民に語ってきたのだから、公約としてこれを認諾してきた歴史的経緯がある。上記の3条件を守れなかったのは、被告東京電力が津波・地震ごときで壊れるような原発を作り、これを被告国が検査で合格させ、運転をさせて来た結果の因果応報である。何人もこの事実を覆すことは、発電所を抱える双葉町への更なる加害であって、結果忌避や責任転嫁は決してできない。」（上記陳述書1-1・2～3頁）

ウ 被告国が福島第一原発の安全が確保されていることを確認したとして地元自治体に安全保証をしていたことが虚偽であったこと

（ア）双葉町の2006（平成18）年3月発行の広報誌「エネルギーのまち ふたば」掲載の「原子力発電所の安全対策」の広報（上記陳述書Iの2・4～5頁）

（イ）保安院が福島第一原発3号機についてプルサーマル導入に伴う

特別の安全性評価をしていたが津波の評価が先送りされていたこと

(原告第13準備書面(その2)第9・32～37頁参照)

①(略)(陳述書Ⅰの3・6頁及び添付説明資料1)

②(略)(陳述書Ⅰの3・7～8頁及び添付説明資料4)

エ 「双葉町津波防災計画策定基礎調査」では双葉町における既往災害のみが防災対策の対象とされていたこと(原告第13準備書面(その2)第10の2・37～38頁参照)

①(略)(陳述書Ⅱの2・14頁)

②(略)(陳述書Ⅱの2・20～21頁)

オ 実在しない「ドライサイトコンセプト」を実在と断じた不当判決

(ア) 福島第一原発には防潮堤は実在していなかったこと

①福島第一原発には防潮堤は実在していなかった(陳述書Ⅱの3・21～22頁)

②ドライサイトコンセプトによれば、推進本部の長期評価への対応として、敷地への浸水を防ぐための防潮堤等が不可欠であったが、存在していなかった(陳述書Ⅱの3・23頁)

(イ) 双葉町には「ドライサイトコンセプト」という言葉も実在していなかったこと

①「原告は、「ドライサイトコンセプト」という言葉を裁判で知る前に、知らされることもなく、様々な文献等でこの文字を見たこともなかった。」(陳述書Ⅱの3・23頁)。

②「原告(双葉町)には、裁判を通して知った言葉のドライサイトコンセプトと言われても、福島第一原子力発電所の現場には合致しないので、ドライサイトコンセプトと言う意味を現場で確認することができない。原告の双葉町長就任前及び在任中一度も「ドライサイト」とか「コンセプト」という報告文書並びに報告資料を被告らから提示

されて、説明を受けた記憶がない。ドライサイトコンセプトの考慮・設計図は、全く伝えられていないので、これも策文ではないのかと理解している。」（陳述書Ⅱの4・23頁）

（ウ）実在しない「ドライサイトコンセプト」を実在すると断じた不当判決

①最高裁統一判決は、「第1の2（7）において、「津波により上記敷地が浸水することが想定される場合には、防潮堤、防波堤等の構造物（以下「防潮堤等」という。）を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することが対策の基本とされていた。」としている。そして、菅野裁判官の補足意見において「敷地の高さや防潮堤、防波堤等により敷地の浸水を許さないという考え方（いわゆるドライサイトコンセプト）」とドライサイトコンセプトの意味を示している。要するに、判決は、実在しないドライサイトコンセプトを実在すると断じたのである。」（陳述書Ⅱの5・26頁）

②「これは、事実を曲解させ、直接現場を知らない国民を惑わせる不当な判決である。従って、原告井戸川克隆は原発で町、町民の自治、生業、歴史と文化の継承等を壊し、内心の自由を失意させた被害を、上記のような不当な判決により、更に深く事故を憎む心象を増大させたことに、強い怒りをここに証言する。」（陳述書Ⅱの5・26頁）

（2）多数意見は被告国の反論の結論の理由①～④の全てを無批判的に容認していること

ア 理由①について

イ 理由②について

ウ 理由③について

エ 理由④について

（3）事故の回避可能性のない危険な原発は法令上存在し得ないこと

ア （略）

イ 本来、そのような回避可能性のない危険な原発の設置、運転は、炉規法 24 条 1 項の設置許可の要件に反し、電業法 40 条の技術基準適合命令の要件に該当するのであって、法令上許容され得ないはずである。最高裁によりかかる結論が容認されることとなれば、地元自治体からすれば、安全確保上の被告国の規制が存在せず、地元自治体の安全確保協定上の役割も認められない状態で危険な原子炉が容認されているに等しく、法令の趣旨・目的を没却することとなるのであって、到底受け入れられないことは言うまでもない。

5 被告国の追加反論

6 裁判例

## 第 2 章 回避義務・回避可能性の全体的事項について

### 第 1 被告東電が推進本部予測に対し採ることが可能であった回避措置及びその措置義務について

1 原告の主張

2 被告国の追加反論

(1) 反論の概要・・従前のドライサイトコンセプトの反論を維持

(2) 上記反論が失当であること

ア 我が国の原子力発電所にはドライサイトコンセプトは実在していなかったこと

イ ドライサイトコンセプトは高度の注意義務に反すること

ウ ドライサイトコンセプトは被告らが責任回避ために意図的に作出したもの

3 裁判例

(1) 最高裁統一判決

ア 多数意見

防潮堤等以外の措置義務を否定していること、及びそれが誤ったドライサイトコンセプトの容認によるものであることは、既述のとおりである。

イ 三浦裁判官の反対意見

水密化の措置義務を認めていることは、既述のとおりである

(2) 東京地裁株代判決

主要建屋及び重要機器室の水密化についての措置義務を認めていることは、既述のとおりである。

## 第2 被告国が被告東電に対し有していた規制権限の内容及びその行使義務について

1 原告の主張

2 被告国の追加反論

追加反論はなく、原告の求釈明にも回答していない。事実上認めたものと解すべきである。

3 裁判例：最高裁統一判決

多数意見も三浦裁判官の反対意見も、電業法40条に規定する技術基準適合命令の権限を認めていることは、既述のとおりである。

## 第3 原発の「稼働停止」と各種回避措置との関係

1 原告の主張

2 補充主張

(1) 既設原子炉における「稼働停止」と各種回避措置との関係について

(2) 各種回避措置についての回避義務と回避可能性との関係について

①既設原子炉について、「基本的な考え方」と「緊急的な考え方」のいずれを執るにせよ、何らかの回避措置を講じることによって事故を回避し得る場合には、回避可能性のある措置が存在していたと評価すべきことは当然である。

②これを本件事故についてみれば、主要建屋等の水密化等によって本件事故を回避し得たと評価される場合には、多重防護等の観点からその他の措置を講じていなかったことの義務違反の有無はともかくとして、回避義務・回避可能性のある措置が存在し、かつ、その措置により回避可能性があったと評価すべきこととなる。

(3) 回避措置としての「稼働停止」とその他の回避措置との間には、被告国の規制権限行使上、特段の差異はないこと

### 3 被告国の追加反論

特段の追加反論はない。原告の主張に反論できないことによるものと解すべきである。

### 4 裁判例

#### (1) 最高裁統一判決

ア 多数意見・補足意見

イ 三浦裁判官の反対意見

#### (2) 東京地裁株代判決

#### (3) 裁判例の評価

ア 最高裁統一判決の多数意見・補足意見

①最高裁統一判決の多数意見が、ドライサイトコンセプトを容認して、防潮堤等についてのみ回避義務を認め、かつ、防潮堤等が完成するまでの間、何らの回避措置を執るべき義務がなかったとし、補足意見④が一時停止措置の必要性について「検討されることとなろう」と述べるにとどまっていることは、既述のとおりである。

②そして、それが、推進本部の長期評価に予見義務・回避義務が認められる場合には、法的に許容し得ない見解であることは言うまでもない。

③現に、経済産業大臣の技術基準適合命令の権限を定める電業法40条が、命令の内容として「修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止」を挙げていることは上述のとおりであり、最高裁統一判決の多数意見・補足意見がこの電業法40条の定めにも反することは明らかである。

#### イ 三浦裁判官の反対意見

①三浦裁判官の反対意見は、上述したとおり、「防潮堤等の設置が完了するまでの間、このような危険を放置することは、万が一にも深刻な災害が起こらないようにするという法令の趣旨に反するというべきである。」と適切に述べている。

②また、電業法上の技術基準適合命令権限との関係についても、上述のとおり、適切に権限行使の必要性を述べているところである。

#### ウ 東京地裁株代判決

①東京地裁株代判決も、まず、上述のとおり、「生じ得る結果の重大性を考慮すれば、東京電力の取締役は、10m盤がドライサイトを回復するまで原子炉の運転を停止すべき義務が生じることも十分に考えられる。」（判決骨子（甲ロ95の1）第3の2（3）・6頁）と判示した。

②その上で、「津波による過酷事故が発生・・・を防止し得る一定の安全対策として建屋等の水密化措置が速やかに講じられる見込みがあった」として、その措置についての措置義務・回避可能性により「停止」義務を課さないこととする旨判示している。

③そして、かかる判示は、「停止」義務を課さないことの当否に

かかわらず、回避可能性が十分に認められる他の措置について義務を課すことで、当面の未然防止の目的は達せられるという考え方に立ったものと解され、適切であると解される。 以上